

東予信用金庫・日本政策金融公庫・愛媛県信用保証協会

連携商品「どうしん移住者専用創業支援ローン」を

西条市・新居浜市・四国中央市の各市長へ説明に参りました！！



令和6年7月24日（水）訪問

左から日本政策金融公庫新居浜支店：新名支店長
西条市玉井市長

東予信用金庫：飯尾理事長

愛媛県信用保証協会新居浜支所：野口支所長



令和6年7月26日（金）訪問

左から日本政策金融公庫新居浜支店：新名支店長
新居浜市石川市長

東予信用金庫：飯尾理事長

愛媛県信用保証協会新居浜支所：野口支所長



令和6年7月30日（火）訪問

左から東予信用金庫：飯尾理事長

四国中央市篠原市長

日本政策金融公庫新居浜支店：新名支店長

愛媛県信用保証協会新居浜支所：野口支所長

移住創業者の方を応援します！ とうしん移住者専用創業支援ローン

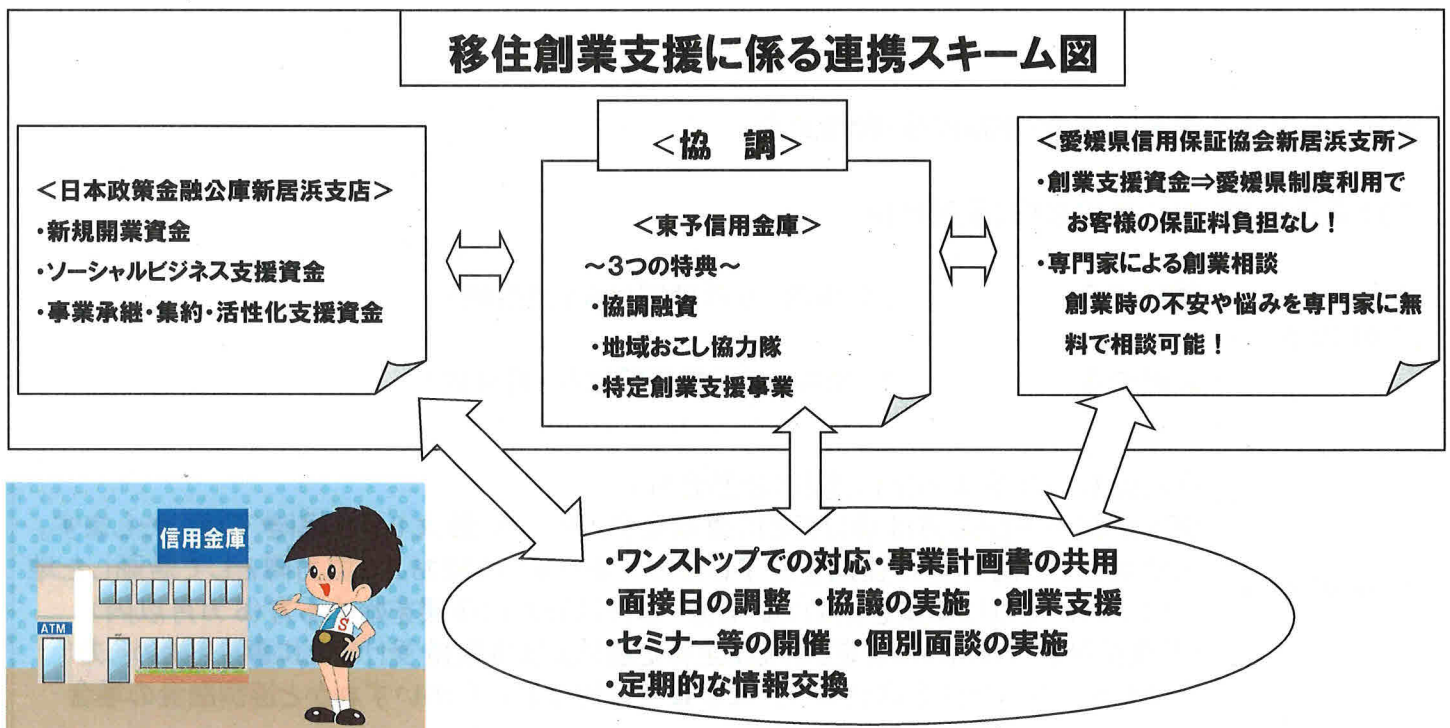
〈愛媛県外から新居浜市・西条市・四国中央市に移住（2年以内）し同市ですでに事業を開始、または新規事業を6か月以内に開始予定の方〉

3つの特典で最大▲0.9%の金利優遇！

ご利用期間 運転資金 7年以内 ・ 設備資金 10年以内

ご融資限度額 **300万円以内**

移住創業支援に係る連携スキーム図



東予信用金庫と株式会社日本政策金融公庫新居浜支店、愛媛県信用保証協会新居浜支所が移住創業期にあるお客様に対して、それぞれのニーズやステージに応じたクオリティーの高いサポートを連携して行います。大きな特徴としては、次の3点が挙げられます。

- ① 移住創業者の方へワンストップでの一貫したサポート体制を整備しています。
- ② 融資手続きにおけるお客様の負担を大幅に軽減しました。
- ③ 各連携機関との協調融資や地域おこし協力隊、特定創業支援事業の活用で金利等の優遇措置を創設しています。

いつでも身近でお手伝い～



東予信用金庫

☐ 本部: 0897-37-1313 ☐ 三島支店: 0896-24-5430
☐ 本店営業部: 0897-37-0124 ☐ 寒川支店: 0896-25-1287
☐ 泉川支店: 0897-43-7161 ☐ 西条喜多利支店: 0897-55-2920
☐ 川東支店: 0897-46-1313 ☐ 小松支店: 0898-72-2480
☐ 中萩支店: 0897-44-4141 ☐ 新居浜駅前支店: 0897-37-8686

詳しくはお近くの窓口か渉外係までお問い合わせ下さい

— とうしん移住者専用創業支援ローン —

取 扱 条 件

ご利用 いただける方	・愛媛県外から新居浜市、西条市、四国中央市に移住(2年以内が対象)し同市で既に事業を開始されている、または新規事業を6カ月以内に開始予定である。 ・許認可を要する業種の場合は、その許認可を融資実行時までには得られる方 ・創業する事業が風俗営業等公序良俗に反しない方 ・過去に著しく信用を失墜させる行為がない方 ・信用を供与することが不適当な事由(反社会的勢力等)でない方 ・事業計画書及び当金庫が必要と認めた書類が提出できる方 ・当金庫の審査基準を満たす方 ・当金庫の会員資格がある方	
お 使 い み ち	事業性資金(運転資金・設備資金)	
ご 融 資 限 度 額	300万円以内(証書貸付)	
ご 利 用 期 間	運転資金	7年以内(据置期間は6ヶ月以内)
	設備資金	10年以内(据置期間は6ヶ月以内)
ご 融 資 利 率	通常金利…当金庫所定の金利(変動金利) 特別金利…下記の方は項目ごとに通常金利より0.3%(最大0.9%)引き下げいたします。 ※地域おこし協力隊の任期を終了した方であって、地域おこし協力隊として活動した地域において既に事業を始めている方、または新たに事業を始める方(6カ月以内) ※「産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業」を受け新たに事業を始める方 ※当金庫と日本政策金融公庫または愛媛県信用保証協会のいずれかと協調融資の場合	
ご 返 済 方 法	毎月元金均等返済方式	
担 保	担保は必要ありません	
保 証 人	法人・個人事業主	法人は代表者、個人事業主は原則不要ですが、お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
そ の 他	別途手数料が必要です。 お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。 結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。	

※関係連絡先⇒(株)日本政策金融公庫新居浜支店：〒792-8691 新居浜市繁本町3-3 Tel:0570-086894
 愛媛県信用保証協会新居浜支所：〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号(新居浜商工会館2階) Tel:0897-33-8282



東予信用金庫